

平成16年度臨時総会(解散総会)

開催日 17年3月2日

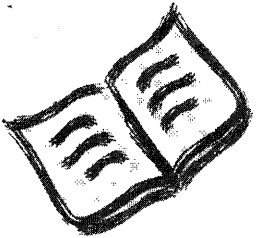
全議案を承認

- 平成16年度第1・2回補正予算(案)
- 精華町シルバー人材センターの解散について
- 精華町シルバー人材センター残余財産の処分について

社団法人移行への準備整う

精華町シルバー人材センターは3月2日臨時総会を開いて、任意団体の精華町シルバー人材センターを3月31日付けで解散することを決議しました。これで、4月1日からの社団法人移行への準備手続きはほぼ整いました。

臨時総会は2日午後1時30分から、光台一丁目4番地2のシルバー人材センター会議室で開きました。理事9人、監事1人のほか、表決状を提出した会員232人が出席。提案された3議案をいずれも原案通り可決しました。



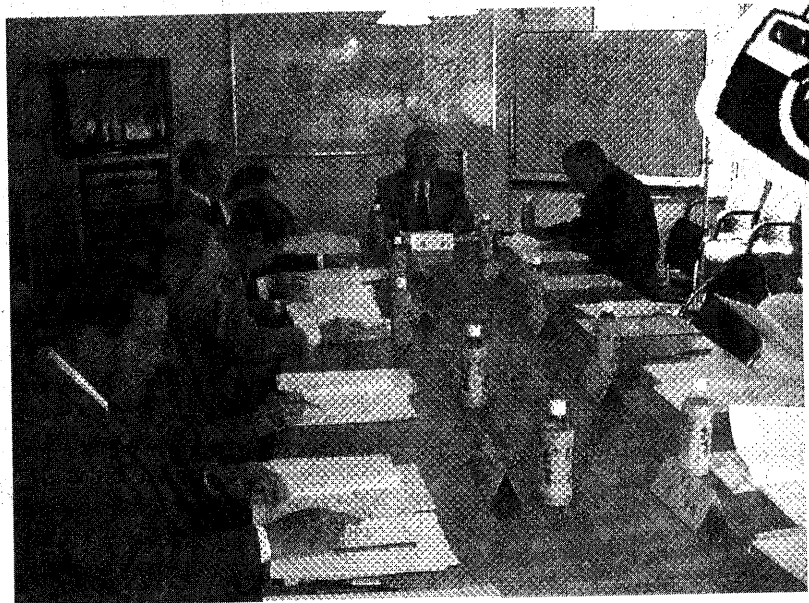
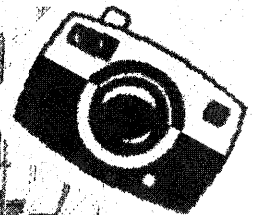
平成16年度第1・2回収支補正予算
賛成 229票 反対 2票

精華町シルバー人材センター解散について
賛成 227票 反対 4票

精華町シルバー人材センター残余財産の処分について
賛成 228票 反対 3票

この結果、任意団体である現在の精華町シルバー人材センターは3月31日で解散し、残余財産は社団法人精華町シルバー人材センターが引き継ぐことになりました。臨時総会に会員本人の出席を求めず、表決状の提出で出席にかえたのは、次の理由からです。

- ① 社団法人の設立は昨年11月の設立総会で218名の会員が同意している。
- ② このことは任意のシルバー人材センター解散をほとんどの会員が合意したと見られる。
- ③ 臨時総会の提出議案は、解散のための事務处理的な内容である。
定款第24条(総会における書面表決等)に基づいて臨時総会を開いたことをご了承下さい。



任意団体から社団法人へ

理事長 船越 昇

社団法人設立総会、任意団体の解散総会、と二つの総会をすませ、一息ついていきます。3月末に京都府から社団法人設立の許可書交付を受け、社団法人設立登記を済ませば、法人化作業は一件落着というようになります。